平成２３年（フ）第７６４号
北九州市八幡西区青山２丁目10番22号―101号
債務者　山田　研造
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４８号
青森県弘前市大字糠坪字桜山187番地
債務者　棟方和香菜（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６０号
青森県青森市浪岡大字北中野字天王161番地
１　アルコバレーノ１号館105号
債務者　田中恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２０９号
神奈川県横須賀市武４丁目15番Ｅ―101号
債務者　三富　邦子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１０号
神奈川県横須賀市武４丁目15番Ｅ―101号
債務者　三富みちる
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４２号
神奈川県横須賀市森崎３丁目18番20―202号
債務者　浅野　衣代
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３８号
青森市千刈４丁目９番２号
債務者　沼田　有司
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
青森市久須志１丁目４番20号　サニーハイツカゼハレ201号
債務者　黒滝　秋子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
青森市久須志１丁目４番20号　サニーハイツカゼハレ201号
債務者　黒滝　幸代
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
青森県五所川原市字雛田73番地６　高橋アパート２号室
債務者　原　　州広
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
青森県黒石市大字前町44番地２
債務者　岡崎　佐津
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１５６号
山口県防府市迫戸町２番３号
債務者　中村　和彦
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
山口県防府市三田尻１丁目14番５号　プレジールニットー201
債務者　大久保千恵美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
福島県いわき市常磐下船尾町宮下95番地の１フレイスハウス宮下Ｂ、前住所福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前161番地の23
債務者　塩田　義孝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１６５号
福島県いわき市中央台鹿島３丁目１番地の13市営住宅２―12、前住所福島県いわき市平中平窪３丁目２番地の４
債務者　高橋　　亘
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４０５号
熊本市平成１丁目５番21号
債務者　戸田　雅士
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０６号
熊本市平成１丁目５番21号
債務者　戸田　文子（旧姓新美）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部